

別紙2 令和5年度新型コロナウイルス感染症事業継続支援事業補助金対象施設及び事業と上限額の考え方について

1 緊急時の保育人材確保に係る経費、医療用抗原検査キット等に係る経費及び職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃）に係る経費について

保育所等における新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援として、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行います。（緊急時の保育人材確保に係る経費、職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃）に係る経費については、感染者等の療養期間中に発生したものに限りです。）

※職場環境の復旧・環境整備等（消毒清掃）に係る経費の対象物品

石鹸・アルコール消毒液・塩素系漂白剤・洗剤（界面活性剤）・次亜塩素酸水・亜塩素酸水・雑巾・ペーパータオル・ゴミ袋・使い捨て手袋・マスク（大人用のみ）・ガウン・ゴーグル

(1) 対象施設事業・上限額について

対象経費	認可保育所		幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	施設型給付幼稚園	私学助成幼稚園	特定地域型 保育事業 (小規模・家庭的等)	横浜保育室	認可外保育施設	居宅訪問型認可外保育施設 本市に届出済みの法人のみ (個人は対象外)	病児・病後児保育 実施施設	
	利用定員 ※令和5年4月1日時点の 利用定員	利用定員 (1号認定を含める) 19人以下 30万円以内 20人以上59人以下 40万円以内 60人以上 50万円以内	×	×	×	×	利用定員 19人以下 15万円以内 20人以上59人以下 20万円以内 60人以上 25万円以内	×	×	30万円以内	×	
② 事業分（実施園のみ）	延長保育事業	利用定員（1号認定を含める） 19人以下 15万円以内 20人以上59人以下 20万円以内 60人以上 25万円以内	×	×	×	×	利用定員 19人以下 15万円以内 20人以上59人以下 20万円以内 60人以上 25万円以内	×	×	×	×	
	一時保育事業または年度限定保育 ※令和5年6月6日実施届出済み	30万円以内	×	×	×	30万円以内	30万円以内	30万円以内	30万円以内（※1）	×	×	
	横浜市私立幼稚園等一時預かり保育事業または横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ※令和5年4月1日実施届済み	×	30万円以内 ※1事業分のみ申請可能です	×	30万円以内	30万円以内	30万円以内	×	×	×	×	
	乳幼児一時預かり事業 ※横浜市から乳幼児一時預かり事業補助金を受けている施設のみ	×	×	×	×	×	×	×	×	30万円以内	×	
	病児・病後児保育事業	30万円以内 ※横浜市が病児保育事業を委託している医療機関及び保育施設のみ	×	×	×	×	×	×	×	×	30万円以内（※1）	30万円以内 ※横浜市が病児・病後児保育事業を委託している医療機関及び保育施設のみ
	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば常設園）	30万円以内 (専任従事者2名以上配置の施設及び平成18年3月までに開所した専任従事者1名配置の施設)	30万円以内 (専任従事者2名以上配置)	×	×	×	×	×	×	×	×	×

※1 認可外保育施設の一部保育事業・病児保育事業については、特定子ども・子育て支援施設として本市が確認をしている施設（幼児教育無償化の対象として確認している施設）のみ対象となります。

【例えば】

保育所（利用定員60人以上）が、延長保育事業と一時保育事業を実施している場合
「施設分」50万円 + 「延長保育事業」25万円 + 「一時保育事業」30万円 = 最大105万円

小規模保育事業（利用定員19人以下）が延長保育事業を実施している場合
「特定地域型保育事業所」30万円 + 「延長保育事業」15万円 = 最大45万円

2 その他経費について

1 衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易な工事

衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易的な工事にかかる経費を補助します。なお、密を避けることを目的とした工事は対象になりません。

【対象工事】トイレの乾式化、非接触型の便器・蛇口設置、壁、床の抗菌、換気扇・エアコン・網戸等の設置

2 紙おむつ処分用ごみ箱の購入経費【新規】

紙おむつ処分用ごみ箱の購入経費を補助します。なお、ごみ袋等の消耗品は対象になりません。

(1) 対象施設事業について

1 衛生環境の改善や換気機能の向上のための簡易な工事

延長保育事業、一時保育事業、病児保育事業が対象となります。

※令和4年度のコロナ補助金で改修工事の補助を受けた施設は補助対象外です。

2 紙おむつ処分用ごみ箱の購入経費【新規】

認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業が対象となります。

(2) 上限額について

上限は、改修工事と紙おむつ処分用ごみ箱の購入経費合わせて100万円になります。

簡易な工事の申請にあたっては、工事前、工事後の写真、平面図（どの場所を工事したのかがわかるもの。簡単な図で構いません。）の提出が必要となります。

※1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。（実績報告時に見積書を添付していただきます。）